

# 最低賃金の労働市場・経済への影響

-諸外国の研究から得られる鳥瞰図的な視点-

2012年9月11日(火)

RIETI労働市場制度改革PJワークショップ

慶應義塾大学大学院商学研究科/RIETI

鶴 光太郎

# 動機・経緯

- RIETI国際セミナー「最低賃金と雇用」(2007/11/26)
  - デイビッド・ニューマーク教授の基調講演と日本の若手労働経済学者が参加したラウンドテーブルでの議論
  - <http://www.rieti.go.jp/jp/events/07111601/info.html>
- 川口(2009)(p286)
  - 「いくつかの日本の研究を概観した上で、少なくともいえそうなのは、最低賃金の上昇が低賃金労働者の雇用に影響を与えないという信頼にたる研究結果は日本にはほとんど存在しないということである。」
- 大竹(2009)(日経朝刊エコノミクス・トレンド9/3)
  - 「1990年代半ば最低賃金引き上げが雇用を増やすとの米国での実証分析が話題を呼んだ。もっとも、近年は、逆に未熟練労働を中心に雇用にはマイナスとの結論が増えている。・・・日本では(有賀氏、川口・山田氏、勇上氏の実証分析例を紹介し)・・・最低賃金が労働市場へ影響を与えだしている。」
- 厚労省(2010)『雇用政策研究会報告書』p20
  - 「最低賃金の引上げが雇用を失わせるかについては、雇用を失わせるとする研究<sup>67</sup>がある一方で、逆の結果を示す研究<sup>68</sup>も見られ、これについては、さらに今後の研究の蓄積を待つことが必要である。
    - 注<sup>67</sup> Neumark and Wascher (1992) 10%の最低賃金引上げが1~2%ほど若年層の雇用量を減少させるとの結果。
    - 注<sup>68</sup> Card and Krueger (1994) ニュージャージー州とペンシルヴァニア州でのファーストフード店の雇用量変化について比較した結果、最低賃金が引き上がったニュージャージー州で雇用の伸びが大きかった。」

# 日本の最低賃金に関する経済分析の 国際的な認知度の一例

- Croucher and White (2011), “THE IMPACT OF MINIMUM WAGES ON THE YOUTH LABOUR MARKET: AN INTERNATIONAL LITERATURE REVIEW FOR THE LOW PAY COMMISSION”(p5)
  - *This report to the Low Pay Commission (LPC) provides an international review of the literature relating to minimum wages and the youth labour market. It covers literature on 12 countries – the USA, Australia, New Zealand, Canada, France, Belgium, Spain, the Netherlands, Portugal, Greece, Finland and the UK. **We had originally sought to include Japan in our review but found no way of locating external experts willing to take part. We were also told that this issue is not commonly addressed in the Japanese literature.*** (ハイライトは筆者)
  - 言及はなかったが、文献リストにあった論文
    - HORI, H. and SAKAGUCHI, N., 2005. *Economic Analysis on the Minimum Wage in Japan. The Japan Institute for Labour Policy and Training.*
    - KAMBAYASHI, R., KAWAGUCHI, D. and YAMADA, K., 2010. *Minimum Wage in Deflationary Economy: Experience of Japan, 1994-2003. The Institute for the Study of Labor, Discussion Paper No. 4949.*
    - KAWAGUCHI, D. and MORI, Y., 2009. *Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?. Pacific Economic Review, 14(4), 532-554.*

# 最低賃金の影響(導入・変化)を分析する際の理論的フレーム・ワーク

- 完全競争的労働市場モデル
  - 最低賃金の導入・引き上げ→雇用の減少
- 買い手独占市場モデル
  - 雇い主(企業)は価格(賃金)支配力があるため、利潤最大化のために雇用量を抑制することで賃金(率)を競争均衡よりも低い水準に設定(社会的に賃金水準、雇用量とも過少)
  - 最低賃金がこの水準よりも高い水準で導入されれば、利潤最大化のために労働コスト増を雇用増による売り上げ増で利益の目減りを少なくさせようとする→最低賃金導入が雇用増を生む可能性
  - しかし、最低賃金水準が更に競争均衡水準を超えてしまえば雇用は減少
  - 雇用主(企業)の数が少ない場合でも、労働者の職探し、転職コストが高いといった労使同市場における摩擦が大きい場合、買い手独占市場モデルに近似できる(Manning(2003))
- 効率的賃金モデル
  - 効率賃金＝競争均衡よりも高い水準の賃金を支払うことで労働者の生産性を高め、怠慢を抑制する
  - 大企業で労働者の生産性を完全にモニターできない場合、雇用者の数はおのずと制限される→最低賃金導入でこれまでよりも高い賃金を払う場合、解雇された場合の雇用者の失う利益が大きくなり、生産性上昇が期待→雇用量を増加させる(Rebitzer and Taylor (1995))。
- 人的資本モデル
  - 最低賃金の導入でくびにならないようにするため、労働者は教育・訓練を受けて、生産性を向上させるインセンティブを持ち、成長に好影響(Cahuc and Michel(1996))
  - 最低賃金の導入により企業は未熟練労働者により訓練を実施(Acemoglu and Pischke(1999))
  - 最低賃金導入以前(分権的均衡)で過少であった高生産性の職がより多く創出される(Acemoglu(2001))。

# 最低賃金に関わる実証研究の問題点

(Neumark and Wascher (1998)の議論を踏まえて)

- 雇用への影響に偏り過ぎ
  - 労働者の厚生を評価するには、時間当たり賃金だけではなく、労働時間も考慮した収入や所得分布(貧困ライン上やその下にいる低所得家計の所得環境を改善しているか)の分析が必要
  - 雇用への影響を評価する場合も含めて長期的な影響にも目を向けるべき(訓練、教育などの人的資本)
    - 訓練へは負の効果、効果なしの両方の分析あり、納得できる正の効果の分析なし
    - 教育についてはほとんどが負の効果(アメリカについては明確)
    - 若年時に高い最低賃金を経験している場合20代後半の賃金・収入に悪影響
  - 雇用への悪影響(disemployment effect)の有無のみで延々と論争するのは不毛
- アメリカの分析に偏り過ぎ
  - 途上国を含め、アメリカ以外の国の分析も増えてはいるが、量、質の点で追いついていない
  - フランスのように国レベルの最低賃金がほぼ毎年わずかながら上昇しているような国は最低賃金の影響を分析しにくい面もあり、大きな変化が生じた国の例などの詳細な分析が重要
  - 過去10年での動きで注目されるのは、1999年に最低賃金を再導入したイギリスの経験及び分析
  - アメリカ、イギリスとも市場経済の考え方が浸透した国において最低賃金制度がうまく機能している可能性(e.g.マイルドな引き上げ)→しかし、アメリカやイギリスの分析結果をそのまま他の国へ当てはめるのは危険

# 最低賃金は「フリーランチ」？

- “There is no free lunch.”の原則は、最低賃金の場合も同様
- どこにも悪影響がないはずがない→誰かがその分を負担しているはず
- 最低賃金の導入・引き上げによって実際の賃金が上昇する場合、労働者の生産性が変わらない場合、雇用への影響がなかったとしても、(1)労働時間の減少、(2)企業の収益の低下、(3)製品・サービス価格の上昇、いずれかが少なくとも起こっているはず
- その意味で、雇用への影響のみならず(雇用への影響が無視できるならなおさら)、労働時間、収益、価格への影響にも着目すべき
- 逆に言えば、雇用への影響がない場合でも、(1)労働生産性の上昇または労働時間の減少として労働者が負担、(2)収益の減少で企業が負担、(3)価格への転嫁で消費者が負担、が行われていると考えられる。

## 雇用への影響 (Neumark and Wascher (2008)の文献評価)

- 最低賃金(の導入・引上げ)は未熟練雇用を減少させる。
- 最低賃金の変化に直接影響を受ける人々に限ればそのマイナス効果は更に明確
  - Abowd, Kramarz, Margolis and Phillipon (2000)
    - 1982-1989のフランスのパネル・データ
    - 最低賃金以下の賃金を払える契約ができる24歳を少し超えた年代で最低賃金の負の影響が最も大きい(25~30歳男性で弾性値-4.6)、24歳以下では雇用への効果はより小さくなっていくと同時に有意でない
  - Neumark, Schweitzer and Wascher (2004)
    - 1979-1997のアメリカのパネル・データ
    - 当初最低賃金もしくはそれよりもやや高い賃金であった労働者(全年齢)の雇用弾性値は-0.006~-0.15の範囲でしばしば統計的に有意
    - 当初の最低賃金の1から1.3倍の賃金を得ていた労働時間の弾性値は-0.3とかなり明確
- 雇用への正の効果(または効果なし)は両手で数える程度(handful=102の研究のうち8つ)にもかかわらず、強調され過ぎている→既存の研究の紹介も1、2つの正の効果の分析といくつかの負の効果の分析の紹介に留まり、両サイドの研究が等しくバランスのとれたような印象を与えている→実際は、雇用への負の影響を見出した研究が圧倒(全体の2/3程度、信頼性の高い研究33のうち28(85%))←数字はNeumark and Wascher (2007)

# Card and Krueger (1994, 1995)を巡る論争

- Card and Krueger (1994, 1995)
  - 1992年のニュージャージー州の最低賃金引き上げの際のファーストフード店の雇用変化電話インタビューで調査
  - ニュージャージー州の賃金は最低賃金引き上げ後上昇したにもかかわらず、雇用は若干増加、同時期、最低賃金は引き上げられなかったペンシルバニア州の隣接地域の雇用は逆に減少
- Neumark and Wascher (2000)
  - Card and Krueger (1994, 1995)の電話サーベイ調査には測定誤差
  - 賃金台帳からデータを作成し、やり直すと両州で雇用の減少が生じたが、ニュージャージー州の方が減少幅は大(相対的にニュージャージー州の雇用は減少)
- Card and Krueger (2000)
  - 労働統計局が賃金台帳から作成してES-2020のファイルから再分析
  - ニュージャージーの最低賃金引き上げでは雇用は減少していない(正だが統計的有意ではない)
  - Neumark and Wascher (2000)の結果はペンシルバニア州のバーガーキングのチェーンのデータから大きなバイアス

## その後の関連研究

- Dube, Lester and Reich (2007)
  - レストラン産業全体、多くの地域での最低賃金上昇に着目
  - 最低賃金の雇用への影響はほぼゼロ
- Powers, Baiman and Persky (2007)
  - Card and Krueger (1994, 1995)と同様な手法でファーストフード産業に着目
  - イリノイ州: 2003年秋~2005年秋、最低賃金に2段階引き上げ、隣接するインディア州は変化なし
  - 引き上げ幅が大きかった二段階目は雇用には負の効果
  - 雇用への正の影響は見出せなかったが、全体として負の影響であったかどうかは確信を持って主張できないとの評価



# Card and Krueger (1994, 1995)を巡る最近の研究例

- Ropponen(2011)
  - Neumark and Wascher (2000)、Card and Krueger (2000)と同じデータを使うがより柔軟な推計手法(CIC estimator)を使用
  - 両方のデータセットとも、小さなファーストフードレストランでは正の、大きなレストランでは負の雇用への影響
  - 新たな解釈としては、最低賃金以下の労働者は賃金上昇によりレストランへの需要を増大させ、それが雇用増に結び付いている可能性
  - 小さいレストランがより低所得者地域に集まっているとすれば上記結果と整合的
- 最低賃金上昇の正の雇用効果とファーストフード需要増大関係は、最低賃金上昇が肥満をもたらしているという分析結果(Cotti and Tefft (2009))の分析結果とも整合的

# 雇用への影響がゼロもしくは正の分析の問題点

Neumark and Wascher (2008)の見方

- データの期間の長さ
  - 未熟練雇用へのゼロまたは正の効果を見出しているアメリカの研究の多くは、短いパネルデータを使った分析か州固有の最低賃金の変化の特定の産業への影響をみたケーススタディ
  - 一方、最低賃金の州毎、年次の変動を考慮にいたより長いパネルデータを使った分析は概して負の統計的に有意な効果を見出す傾向
  - 最低賃金の影響をフルにみるには十分長いデータが必要(未熟練労働を節約し生産工程を適応させるため)
  - したがって、パネル分析においては州と年次の固定効果と十分なラグが必要
- 特定の産業に着目する問題点
  - 新古典派的競争モデルの場合、産業が複数の時は、特定の産業に対する最低賃金への雇用への影響は不確定
  - 財Xと財Yは代替的、最低賃金労働のシェアが異なる(財Y低い)と最低賃金上昇に伴い、いずれの価格も上昇するが、財Xのコスト・価格アップ効果が大きく、財Yの需要、ひいては雇用が増加する可能性
  - ファーストフード産業の場合、労働コストのシェアは比較的安く、他のレストランに比べても低ければ最低賃金の上昇がファーストフードへの需要シフトを生み、雇用を増加させた可能性あり
  - 特定の産業への影響の結果から新古典派モデルの有効性や最低賃金の雇用への影響の一般論に言及するのは困難
- 労労代替の可能性
  - 最低賃金の上昇は労働と資本との代替だけでなく労働者の中での代替を生む
  - 「ティーンエイジャー＝低賃金労働者」でない
  - 最低賃金の上昇は最も影響を受けるより未熟練の労働者を彼らとかなり近い代替的な労働者に置き換え
  - より未熟練な労働者はネットでみた雇用への影響よりも更に深刻な負の影響を受けている可能性

# 極端な最低賃金引き上げが行われた諸外国のケース

## – スペイン(Dolado et.al. (1996))

- 1990年16歳の最低賃金83%引き上げ、17歳の最低賃金15%引き上げ
- 16～19歳から20～24歳の労働者へ代替(1990-94年の回帰式で最低賃金変数の同年齢層の雇用への影響はプラス)

## – ポルトガル(Pereira(2003))

- 1987年1月に18～19歳の最低賃金を大人並みに引き上げ  
→49.3%の上昇、20歳以上12%の上昇
- 10代の雇用は30代前半に比べ減少(雇用弾性値は-0.2～-0.4、1986-89年)
- 20代前半の雇用は代替効果により増加

## – ハンガリー(Koll(2010))

- 2001-02年に名目の最低賃金はほぼ2倍(実質では64%増、カイツ指標では29%から14%ほど増)
- 中、大企業への影響はマイナーであったが、小企業では少なくとも3.5%の雇用減を経験し、大きな打撃

# 北欧の分析

- スウェーデン
  - Skedinger (2006)
    - 実質最低賃金の上昇は職喪失の可能性を高める(10%の実質最低賃金の上昇がリスクグループの雇用確率を5%引き下げ)
    - ホテルやレストラン産業で最低賃金が拘束的
    - 10代若者(18-19歳)には1993年に年齢別の最低賃金制度を導入したこともあって雇用の悪影響はなかった(1993-98年)。
  - Edin and Holmlund (1994)
    - 1972-1991年の製造業、18歳に着目した分析では雇用への負の影響を検出
- フィンランド
  - Böckerman and Uusitalo (2009)
    - 1993-95年の最低賃金の一時的な例外の影響を分析。小売部門での雇用創出効果なし。例外で可能になった若年へのより低い最低賃金はあまり利用されなかった。
- ノルウェー
  - Askildsen et al.(2000)
    - 1991-1995年、最低賃金の上昇が就業から失業への移行をわずかに高める。
- デンマーク
  - Albæk and Strøjer Madsen (1987)
    - 1970年代末の最低賃金上昇が雇用に負の影響

# ポストNW(2008)のアメリカの雇用への影響の分析例1

- Holmes, Hutton and Burnette (2009)
  - 10代若者の月別雇用率への最低賃金の影響が景気後退期と拡大期では異なる、つまり、前者では有意で負、後者では有意でないが正の効果で両者をプールすると効果は相殺
- Addison, Blackburn and Cotti (2011)
  - 2005～2010年の期間、いくつかのデータ、手法を用い、厳しい不況期における最低賃金の低賃金労働者への影響をみると特に強い削減効果はなかった。
- Sabia (2009, IR)
  - 月次のCPSのデータを使った10代への分析で雇用への負の効果(弾性値-0.2～-0.3)、労働時間への負の効果(弾性値-0.4～-0.5)
- Thompson (2009, IIRR)
  - 1996-2000年の四半期センサスデータを使い10代の雇用への群(county)レベルの影響を分析
  - 雇用への効果は小さく、有意ではないが、最低賃金が拘束的な群では雇用への負の効果はかなり大きく(ただし、19-22歳にはそうした効果はない)、全体でみた効果が小さいのは最低賃金が拘束的でない群も含まれているため
- Giuliano (2011)
  - アメリカの小売りの大企業の人事データを使い、1996年の連邦最低賃金引き上げの影響を検証。全体の雇用への影響は負だが有意でないものの、10代の雇用は増加

## ポストNW(2008)のアメリカの雇用への影響の分析例2

- Dube, Lester and Reich(2010, REStat)←初期バージョンがMW(2008)で言及
  - 州毎の雇用成長トレンドの違いが既存の分析の負の効果を生んでおり、1990-2006年の期間で州の境界に隣接する群のペアを考慮すると負の雇用効果なし
- ALLEGRETTO, DUBE and REICH (2011, IR)
  - 通常分析では州の固定効果を考えているが、州毎に異なった雇用パターンと最低賃金の選択が相関し、バイアス→州毎の長期的な成長の違いや異なる経済ショックをコントロールすると10代の雇用への影響はなし
- Kalenkoski and Lacombe (2011)
  - 最低賃金は当該州のみならず、隣接する州に影響を与えるため、州毎の雇用には相関→こうした相関を考慮すると、最低賃金の雇用への負の効果はより大きくなる。
- Addison, McKinley, Blackburn and Cotti (2009, LE)
  - 1990-2005年の群レベル、小売業の中でも低賃金部門に着目→多くの部門で大きくはないが正で有意な雇用効果 (Addison, McKinley, Blackburn and Cotti (2012, BJIR)はレストラン・バー部門に着目して同様の結果)
- Doucouliagos and Stanley (2009, BJIR)
  - 64の雇用への影響のメタ分析→Card-Krueger(1995)と同様、負の効果を得た論文にパブリケーション・バイアス

# 所得分布への影響(MW(2008)の評価)

- 理論的には所得分配(家計の所得分布)への効果は明らかではなく、実証の問題
- 最低賃金の上昇は「勝者」(雇用環境は変わらず賃金のみ上昇)と「敗者」(職を失うか労働時間が減少になり収入減)を生む
- 低所得家計の間で所得分配が行われている可能性
- 低所得労働者はしばしば高所得家計の一員(特に10代の場合)
  - アメリカの2003年のCPSデータ、賃金率が7.25ドル以下の13.2%が貧困家庭で46.3%が貧困線の3倍以上の所得の家計→最低賃金上昇の効果は高所得者に漏れ
- アメリカの研究をみる限り、貧困・低所得者家計にネットでみて恩恵を与えている説得的な分析はなし
- 影響はないか、逆にこうした家計に悪影響を与えているという分析も存在→恩恵的な所得分配効果なし(Neumark, Schweitzer and Wascher (1995), Wu et. al. (2006))
- 所得分配への影響は理論的にはあいまいであるにもかかわらず、実証結果は最も明確

# 企業の製品価格への影響

- 理論

- 完全競争モデル(収穫一定)

- 最低賃金上昇→価格へ転嫁(低賃労働の全体コストに対する割合、製品市場構造に依存)

- 買い手独占モデル

- 最低賃金の上昇(競争均衡水準以下)→雇用、生産増大→製品価格低下

- 効率的賃金モデル

- Rebitzer and Taylor (1995)のように最低賃金上昇が生産性の向上、雇用増をもたらすなら、生産増、製品価格低下が予想される

- アメリカの近年実証研究

- ほとんどが最低賃金の価格への影響は正(負の影響はほぼ皆無)で完全競争モデルと整合的(Aaronsonらの一連の研究)

- e.g. MacDonald and Aaronson (2006)

- レストラン産業に着目(7500食料品目、1000以上の事業所(88地域))
- 1995-1997年対象(96、97年に連邦レベルでの最低賃金引き上げ)
- 最低賃金に対する価格の弾性値=0.073
- フルサービスのレストランよりも最低賃金労働者の多いとみられるサービス限定のレストランの方が弾性値が高い、低賃金エリアの方が弾性値が高い



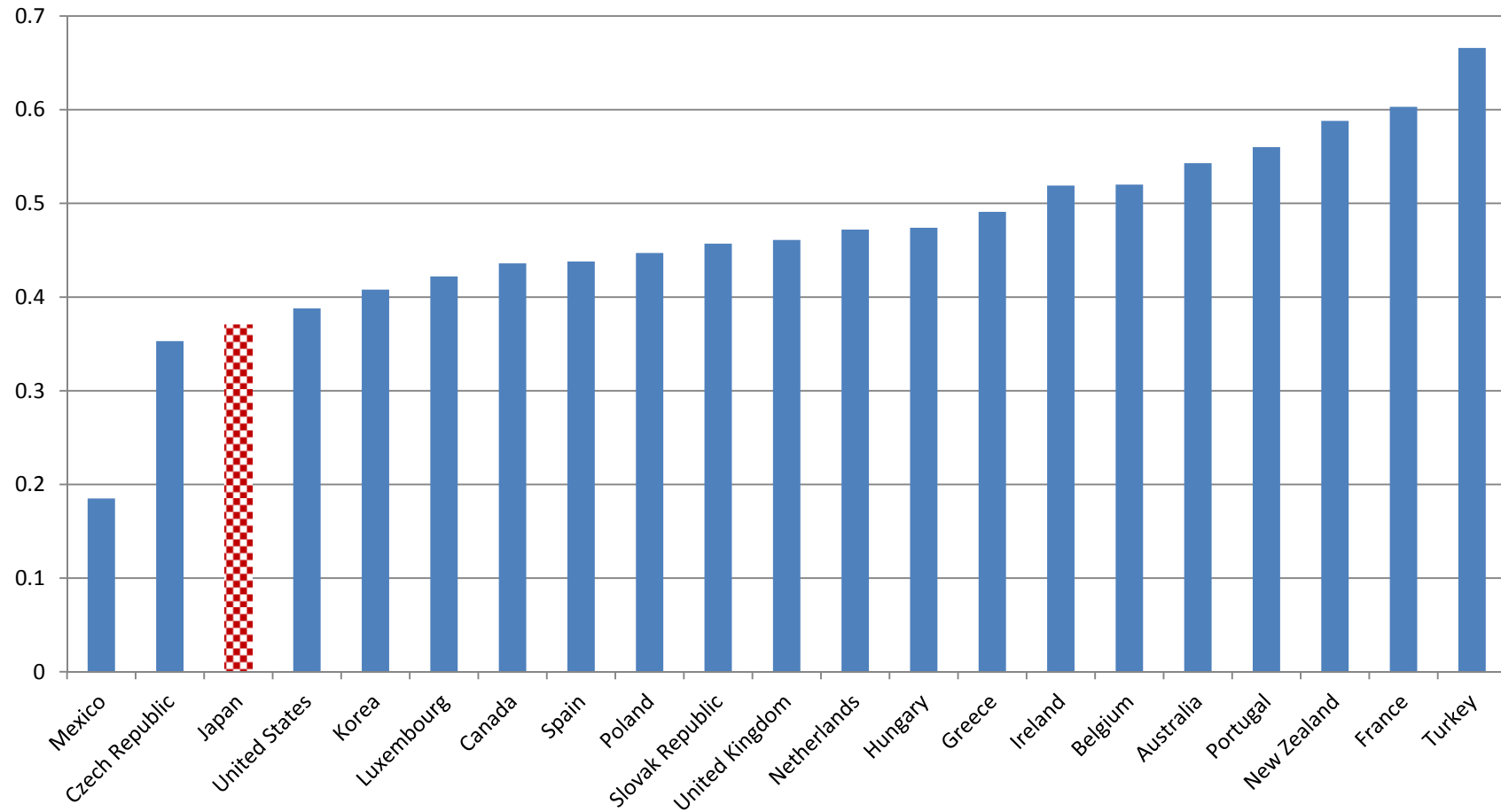
# 最低賃金の政治経済学的アプローチ

- 最低賃金支持者の経済的インセンティブ・自己利益(Neumark and Wascher (2008))
  - 労働組合
    - 最低賃金の上昇は、未熟練・低所得労働者からよりスキルや所得の高い労働者へ労働需要がシフト→スキルや所得の高い労働者はより労働組合に属している
  - 大企業
    - 最低賃金上昇を吸収できる余力があり、また、最も熟練の低い労働者へも最低賃金以上の賃金を支払っている可能性が高い→最低賃金上昇の影響を受けやすい企業よりも競争環境は改善
- アメリカの実証分析例
  - Neumark, Schweitzer and Wascher (2004) (earlier version)
    - 組合員と非組合員を比べると、最低賃金の上昇は組合員により有利に
    - 賃金上昇は二倍以上の差、労働時間は前者は増加、後者は減少→非組合員を犠牲にして組合員の総収入は増加
- 橘木・高畑(2012)p34
  - 「最低賃金に関して、もし、最低賃金の額が上がれば、その財源を確保するため、自分たち(すなわち労働組合員)の賃金ダウンという火の粉を浴びかねないと恐れている節がある。・・・時には自分たちの既得権益を犠牲にする覚悟が労働側にも必要なのである。」

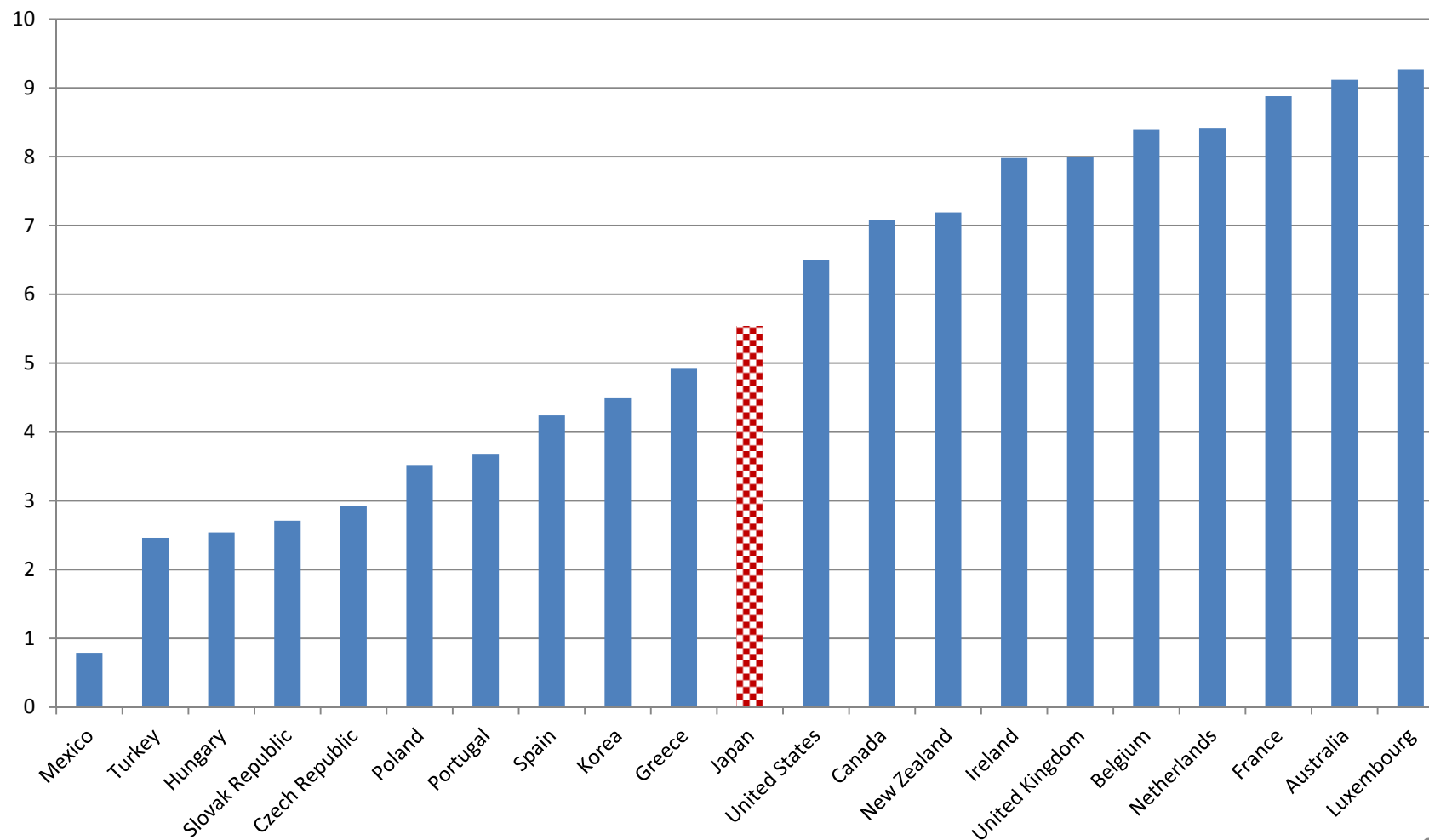
# 最低賃金制度：国際比較

- 最低賃金制度は、(1)法律で制定されるか、労使協議で定められるのか、(2)どのレベルで合意されるのか（地方レベルか、国レベルか）
- 法律で制定（ほとんどが国レベル）
  - 日本（都道府県、(産業)）、韓国、アメリカ（州十国）、カナダ（州十国）、イギリス、アイルランド、ニュージーランド、オーストラリア、オランダ、フランス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、ハンガリー、トルコ
- 労働協約
  - ドイツ、イタリア、ベルギー、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン
  - 全国レベルに拡大される国が多い
  - 協約最低賃金でカバーされる割合：70～100%

# 最低賃金・平均所得比率 (フルタイム、メディアン)、2010年、OECD



# 実質最低賃金 (時間当たり、購買力平価USドル表示) 2010年、OECD



# 国毎の制度の違いをどう考えるか 国別パネルデータを使った分析

- Neumark and Wascher (2004)
  - OECD13か国パネルデータ(1975～2000年)
  - 被説明変数: 15-19歳雇用比率、15-24歳雇用比率
  - 説明変数: ラグ付最低賃金平均所得比率、労働市場・デモグラフィック要因のコントロール変数、国・年次固定効果、国別タイムトレンド
  - 雇用率には最低賃金比率が負の有意な影響(短期的・長期的)
  - 雇用への影響を更にさまざま労働市場制度変数を追加して説明
    - 労働協約で国レベルの最低賃金が定められている国は雇用への負の影響がない
    - 労働時間等の労働基準が強い、解雇規制が弱い、積極的労働政策が弱い、労働組合組織率の高い国ほど、負の影響が強い
    - グループに分けるともともと規制が弱いカナダ、日本、アメリカ、イギリスのグループの雇用への悪影響が最も大きい
- Addison and Ozturk (2010)
  - OECD16か国のパネルデータ(1970-2008年)
  - 中年女性(25～54歳)の雇用率、労働参加率に着目→最低賃金は有意に負の影響
  - 労働市場制度の影響はNeumark and Wascher (2004)と異なる結果(規制の最も弱い国で雇用への負の効果が大きくなるわけではない)
- Dolton and Bondibene (2011)
  - OECD及びヨーロッパ33か国のパネルデータ(1976-2008年)
  - 好況期、不況期で最低賃金の雇用への影響は変わらない、ただし、15～24歳に不況期により大きな負の雇用への効果
  - ただし、それぞれの国を労働市場の大きさにウエイト付けを行うと負の雇用への効果は消える。

# Aghion, Algan and Cahuc (2010)の議論

- ファクト・ファインディング
  - OECD諸国の国別クロスセクションのデータをみると最低賃金規制指数((1)法制・カバレッジ、(2)年齢・地域・分野・職種の区分有無、(3)相対的最低賃金水準(対中位所得)の総合指数))と労使関係の質には負の相関関係
  - また、協調的な労使関係は労働組合組織率と正の相関
- 理論的解釈
  - 信頼関係の低い労使関係は労働組合組織率を低下させ、国の直接的な賃金規制への需要を高める。
  - こうした規制が労働者が試行錯誤しながら交渉したり、協調的な労使関係を学ぶ機会を潜在的にクラウド・アウトする(増幅効果)
  - 協調的な労使関係と高い組合組織率という「良い均衡」と信頼関係のない労使関係、低い組合組織率、最低賃金対する国の強い規制という「悪い均衡」という複数均衡が出現

# 最低賃金規制、労使関係、組合組織率の関係

## Aghion, Algan and Cahuc (2010)

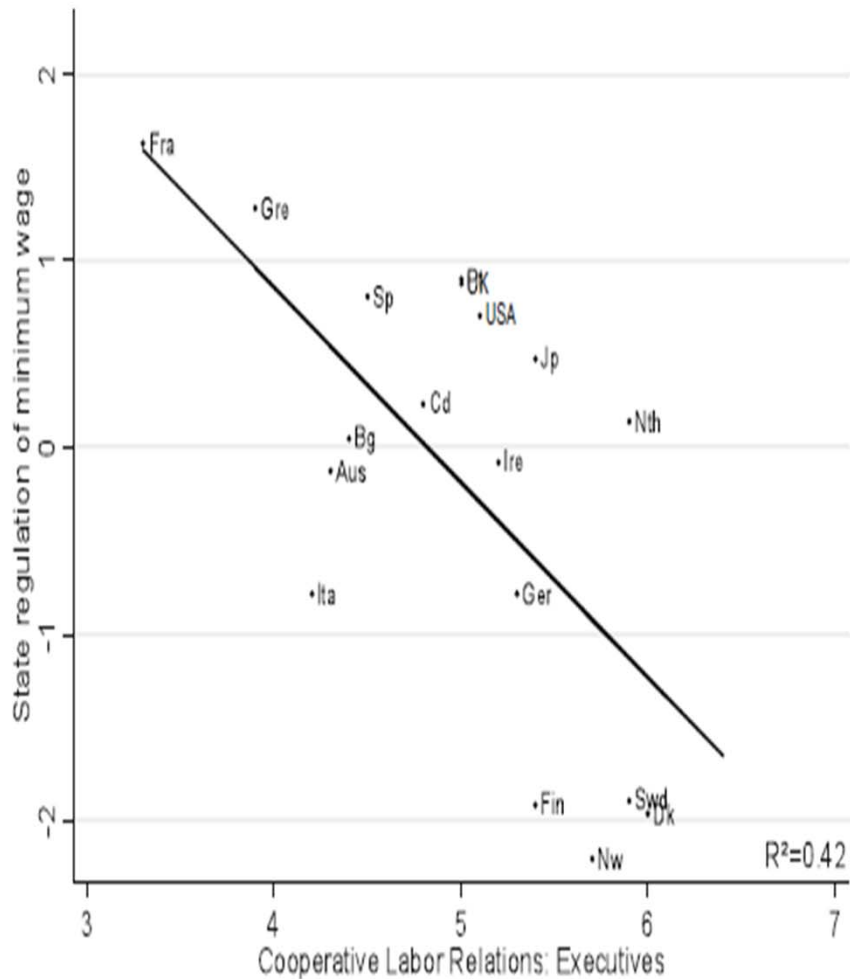


FIGURE 1. Correlation between state regulation of minimum wages and executives' beliefs in cooperative labor relations. Source: ILO and OECD 1980–2003, and GRC 1999.

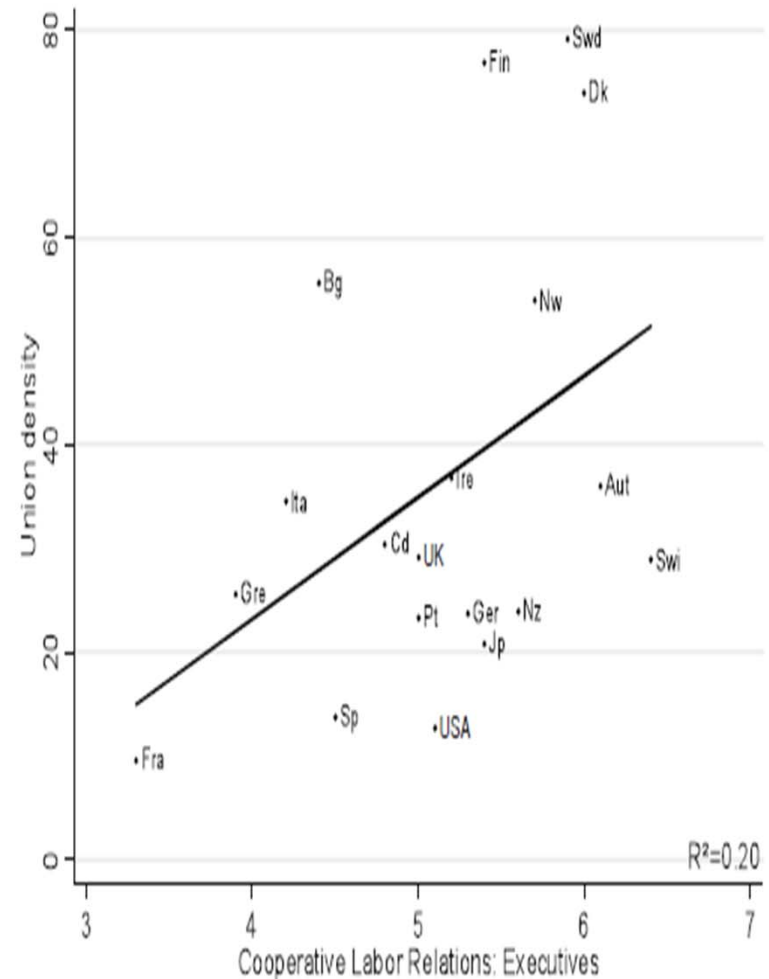


FIGURE 5. Correlation between union density and executives' beliefs in cooperative labor relations. Source: OECD 1980–2003 and GRC 1999 database.

# イギリスの経験

## – 1993年以前

- 公労使で構成する賃金審議会(Wage Council)が低賃金部門に限り最低賃金の決定など行った。

## – 1993年

- 最低賃金制度廃止(保守党政権)

## – 1999年4月

- 全国最低賃金制度導入(労働党政権、“make work pay”の一環)
- 原則すべての産業、地域を一律の最低賃金でカバー
- 22歳以上の基本賃率(2010年には21歳もカバー)、18～21歳向け、16～17歳向け(2004年導入)、実習生向け(2010年導入)
- 低賃金委員会(Low Pay Commission)の設置
  - 公労使9人で構成される政府諮問機関
  - 毎年の最低賃金額の改定において、改定額や制度改正の提案を行い、これを踏まえて担当大臣が決定

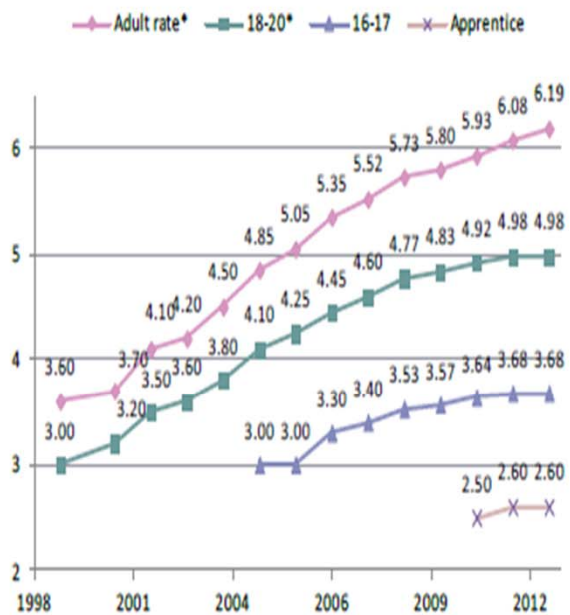


# イギリス全国最低賃金の推移(Manning(2012))

Figure 1: Historic rates of the National Minimum Wage

£ per hour

Current prices



Source: Low Pay Commission

Constant 2011 prices, adjusted for RPI

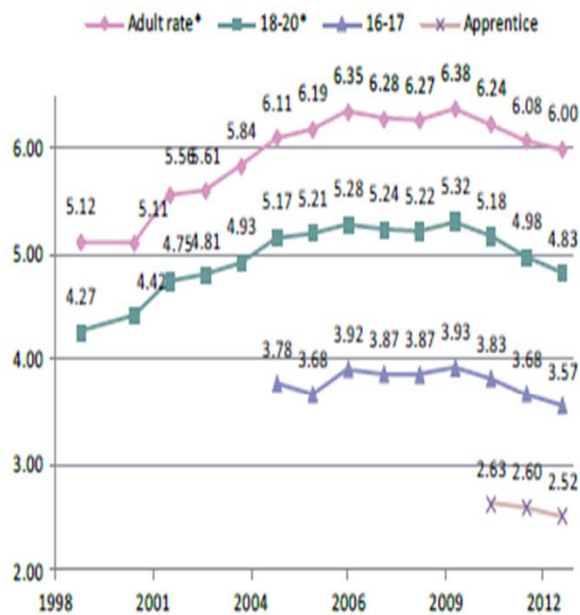
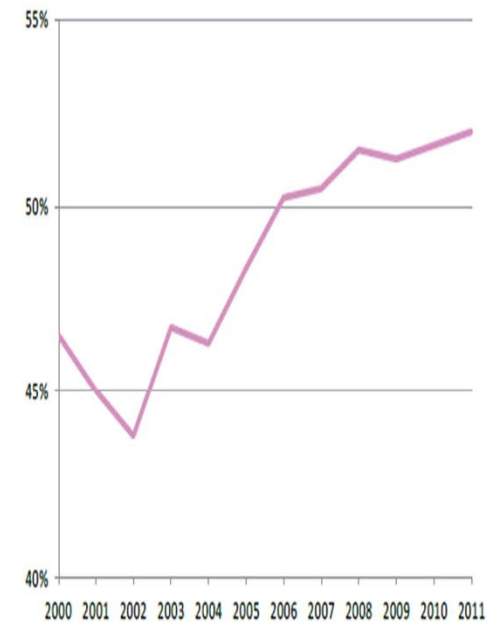


Figure 2: The bite of the adult minimum wage

Percentage of median hourly earnings



Source: Butcher, Dickens and Manning (2011) from ASHE data.

# 低賃金委員会(LPC)の役割

- LPCが最低賃金額改定に際して行っていること
  - 制度導入以降の雇用・所得等に対する影響、経済情勢、雇用・賃金動向の調査・分析
  - 最賃の影響を受けやすい低賃金業種の企業へのアンケート調査及び地方へのヒアリング
  - 外部への研究委託
  - 政府、労使などの関係組織からの意見聴取
- LPCに対する評価(Butcher(2012))
  - 委員の構成:実業界出身(3名)、労働者代表の経験(3名)、独立委員(3名、議長(実業界、学者、官僚などの出身)と2名の学者(労働経済学か労使関係専門))
  - 政策分析を行う公務員の少人数のチームからサポート
  - かつての賃金審議会(WC)は交渉の現場であり独立委員はその調整役
  - LPCの場合は、最低賃金に関わる政策決定に際し、独立的な研究と調査を行うことを重視→“evidence-based policy decision”の一例
    - “The LPC emphasised its evidence-based approach in undertaking “a great deal of research, analysis and consultation”. The Commission studied the extensive academic literature on the “international experience of minimum wage legislation as well as the consequences of phasing out the Wages Councils in the UK”; spent much time analysing and attempting to reconcile earnings data from a variety of official sources; commissioned research on pay structures and pay systems; collated information about the operation of minimum wage systems overseas; engaged consultants “to develop a more detailed understanding of relevant business sectors”; established an economics group to scrutinise the evidence from academic papers, economic analyses and survey data; and engaged in a wide-ranging consultation process.” (Butcher(2012) pp. R27-R28)

# 最低賃金の影響：イギリスの場合

- 差別的影響をみるアプローチ
  - 最低賃金のカバレッジや最低賃金平均所得比率の地域的な差異
  - 賃金分布の異なる位置にある個人を比較
- 分析結果のコンセンサス
  - 全国最低賃金制度の導入は低所得労働者の収入は増加させたが、雇用への明確な影響はなかった(MW(2008)はこの見方に関してやや懐疑的)
  - 分析例: Machin, Manning and Rahman (2003), Stewart (2001, 2003, 2004a and 2004b), Galindo-Rueda and Pereira (2004), Dickens and Draca (2005), Dickens, Riley and Wilkinson(2009), Mulheirn (2008)
  - サーベイとしては、Dolton, Bondibene and Wadsworth (2010), Manning (2009, 2012), Butcher (2012)参照
  - ただし、最近では、Dickens, Riley and Wilkinson (2012)は最低賃金がパート女性の雇用継続に悪影響を与え特に不況期により深刻になることを報告
- なぜ雇用への悪影響がみられなかったのか? (Metcalf(2008))
  - 最低賃金の影響を受けた企業は努力向上、組織再編、人的資本投資などで生産性向上努力(ただし、最低賃金上昇の生産性への正の効果は有意でない分析が多い)
  - 労働コスト上昇を価格に転嫁:最低賃金労働による消費者サービス価格の上昇は一般消費者物価上昇よりも高い(Wadsworth(2007, 2009))
  - 低賃金労働者を雇っている企業の収益率は他の企業に比べより減少(Draca, Machin and Van Reenen (2011))
  - 雇用よりも労働時間を減少(Stewart and Swaffield (2008))
  - 労働市場の摩擦(不完全情報、異動コスト、嗜好)が使用者に市場支配力→最低賃金が自動的に雇用減少に結び付かない
- イギリスの場合、雇用への悪影響が見いだされなかったことが、労働時間、生産性、価格、収益への影響に分析・研究対象が移っていったともいえる。

# 日本の雇用への影響の分析例1

- 勇上(2005)
  - 2002年国勢調査の都道府県別クロス・セクション分析→最低賃金水準と失業率が正の相関
- 橘木・浦川(2006)
  - 2002年就業構造基本調査のクロスセクション分析
  - カイツ指標は20代女性の雇用比率に影響しない
  - 説明変数同士の相関、内生性の問題(川口(2009)の指摘)
- 有賀(2007)
  - 1962-2002年の「学校基本調査」などをデータを利用し、都道府県別のパネルデータを作成、新規高卒者の労働市場を包括的に分析
  - 新規高卒者の求人数への影響については、最低賃金(実質)の影響もみており、負で有意な結果
- Kawaguchi and Yamada (2007)
  - 家計研「消費生活に関するパネル調査」のマイクロパネルデータ(サンプルは小さい)
  - 最低賃金改定に影響を受けるグループと受けないグループ(改定後の1割増しの賃金を既に得ている)を比較
  - 前者は後者よりも最低賃金引き上げの次の年の雇用確率が2割程度低下
- 川口(2009)
  - 1983～2006年の全国データを使った時系列分析→最低賃金上昇の雇用喪失はない
- Kambayashi, Kawaguchi and Yamada (2009)
  - 1997～2002年の賃金構造基本統計調査から県別パネルデータを作成、最低賃金の増加は若年男性と中年女性の雇用を減少

# 日本の雇用への影響の分析例2

- Kawaguchi and Mori (2009)
  - 1982～2002年までの就業構造基本調査のマイクロパネルデータ
  - 最低賃金労働者の約70%が世帯主でなく、半数近くが500万以上の中高所得世帯(200万以下の貧困世帯は約10-14%)
  - 最低賃金は10代男性、中年女性の雇用に悪影響
- 坂口(2009)
  - JILPT「最低賃金に関する調査」(2004年)の事業所調査
  - そもそも最低賃金への認識の乏しい事業者が多いが、パートタイム労働者の賃金が地域別最低賃金の水準に張り付いている地域では最低賃金の引き上げによる新規雇用が抑制
- JILPT(2011)
  - 2002年(就業構造基本調査)のデータを使用している橘木・浦川(2006)の分析を、2007年のデータも追加して、川口(2009)の指摘も踏まえ分析
  - 最低賃金の引上げは、10歳代男子の雇用者比率と60歳以上女子のパート・アルバイト比率を高める
- 樋口・小林・佐藤(2011)
  - 2004～2010年「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」のマイクロパネルデータ
  - 既存の雇用への影響をみるため非正規の男性と女性、新規就業への影響をみるため無業、失業の男性、女性に着目→最低賃金上昇の既存雇用、新規就業への影響の符号はまちまちであったが、いずれも有意ではない

ご清聴ありがとうございました。